

産学官連携施策の経過

科学技術基本計画

第1期“産学官の人的交流等の促進”

第2期“技術移転のため仕組みの改革”

第3期 “産学官連携はイノベーション
創出のための重要な手段”

第4期

知的クラスター創成事業

地域への支援策

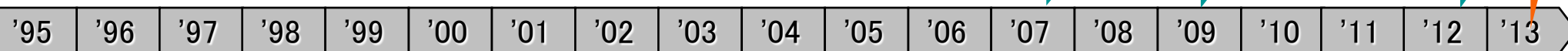
(第Ⅰ期)

(第Ⅱ期)

大学知的財産本部整備事業

産学官連携
戦略展開事業イノベーションシステム
整備事業地域イノベーション
戦略支援プログラム等大学等産学官連携自立化
促進プログラムCOI
STR
EAM

大学への支援策



科学技術基本法

大学の教員等の任期に関する法律等

大学等技術移転促進法

産業活力再生特別措置法

文部科学省による
コーディネーター
支援開始

中央省庁再編

第一回産学官連携推進会議(京都)

知的財産基本法

国立大学法人化

教育基本法改正

イノベーション25

科学技術による地域活性化戦略

研究開発力強化法

行政刷新会議事業仕分け第1弾

行政刷新会議事業仕分け第3弾

文部科学省によるURA
支援開始

日本再興戦略

承認TLO制度

(＝大学等の研究成果の産業への移転を促進)

日本版“バイドール”条項

(＝国の研究委託の成果を受託者に帰属)

各国立大学は法人格取得

承認TLOへの出資特許の機関帰属等

大学の使命として、
①教育、②研究に加え、
③社会貢献を明文化地域科学技術、
産学官連携戦略展開事業は廃止判定

【再仕分け】

競争的資金の見直し

～教育、研究、そして成果提供は大学にとって3本柱～

●**学校教育法**(昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号)

第八十三条第2項 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

●**知的財産基本法**(平成十四年十二月四日法律第百二十二号)

(大学等の責務等)

第七条 大学等は、その活動が社会全体における知的財産の創造に資するものであることにかんがみ、人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

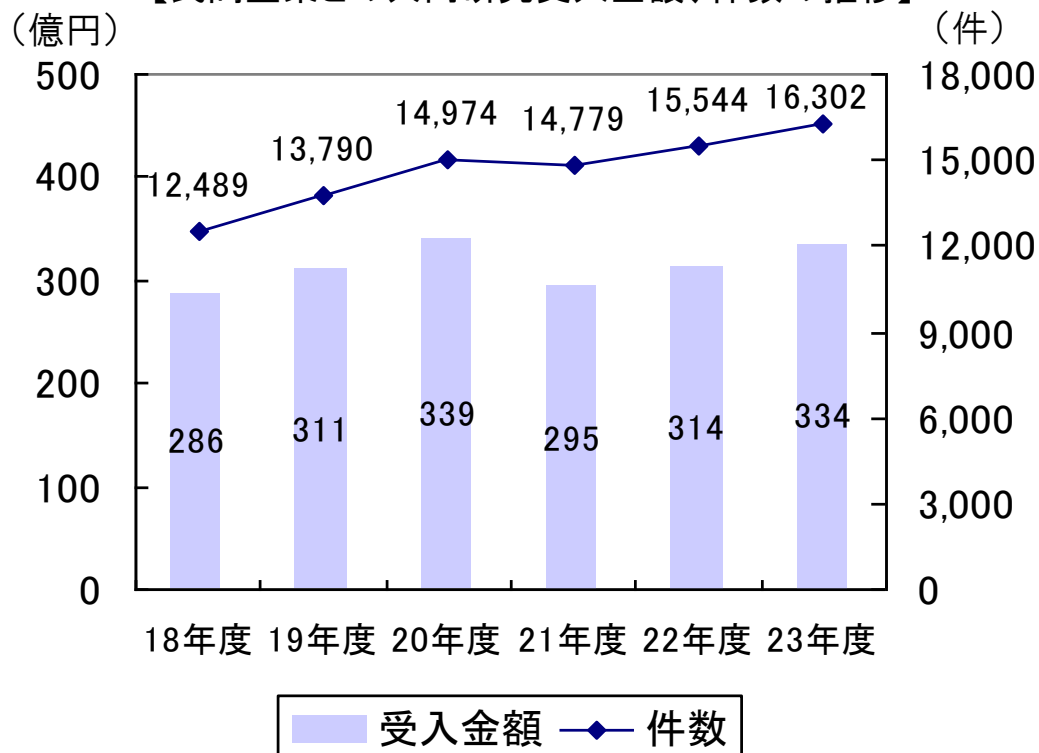
●**教育基本法**(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

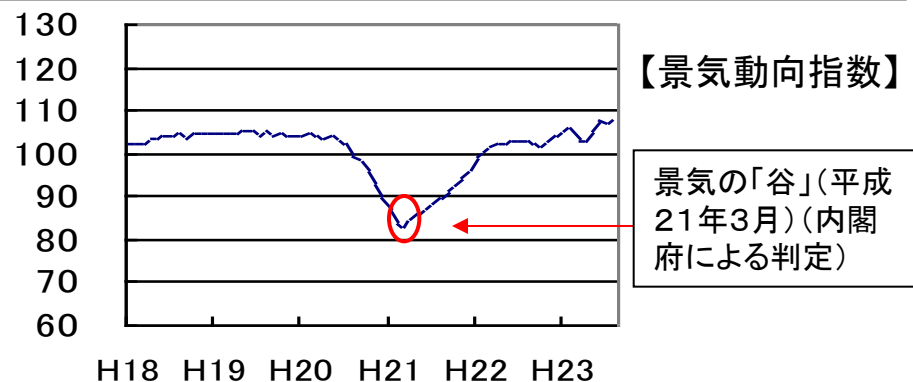
- 民間企業等との共同研究については、件数、受入金額ともに総じて増加傾向を示している。
- 景気の影響もあり、1件あたりの受入額は平成21年度に落ち込んだが、件数自体は微減に留まり、直近の平成23年度に最高件数であることを鑑みると、共同研究の意識は定着してきていると考えられる。

【民間企業との共同研究受入金額、件数の推移】

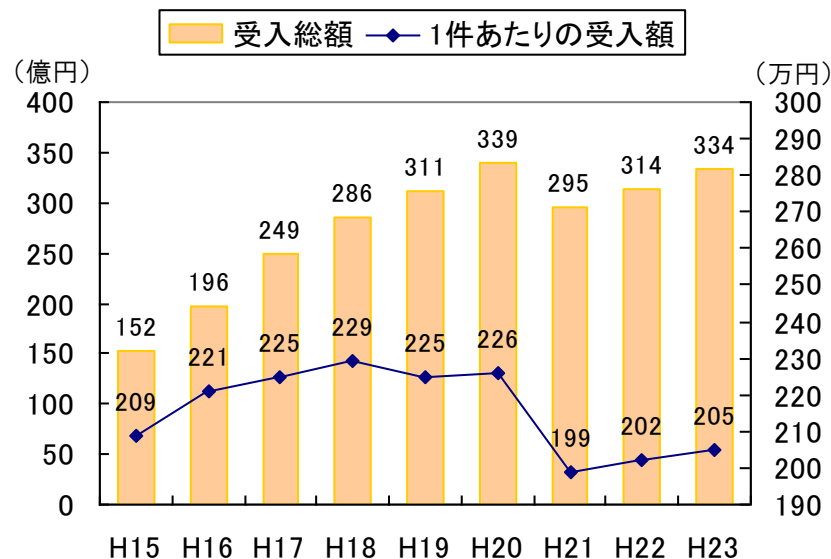


出典：文部科学省「平成23年度 大学等における
産学連携等実施状況について」

【景気動向指数】



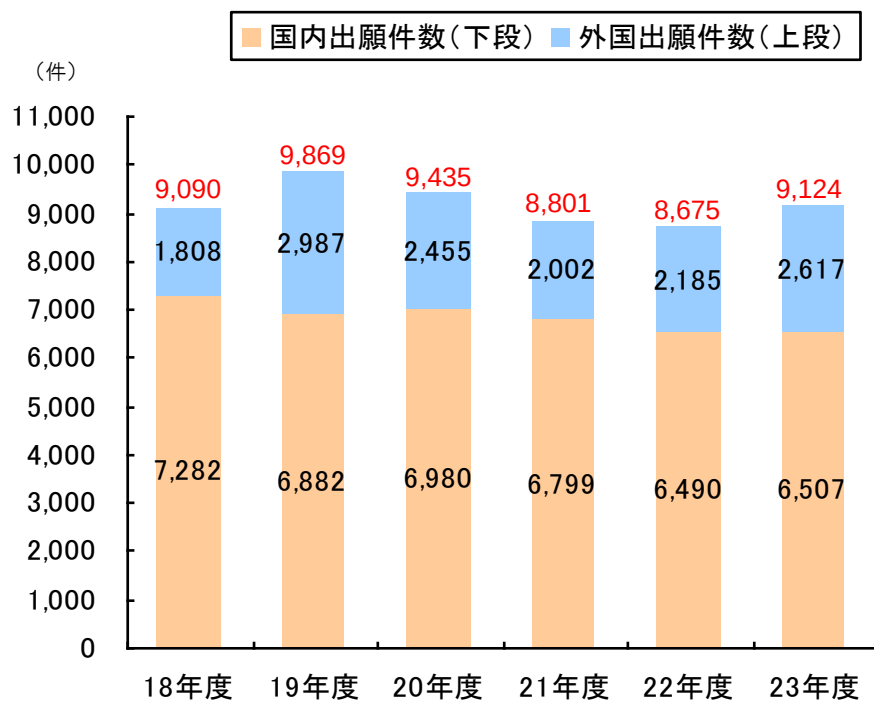
【民間企業との1件あたりの受入れ額の推移】



資料4 大学等における特許出願等の実績の推移

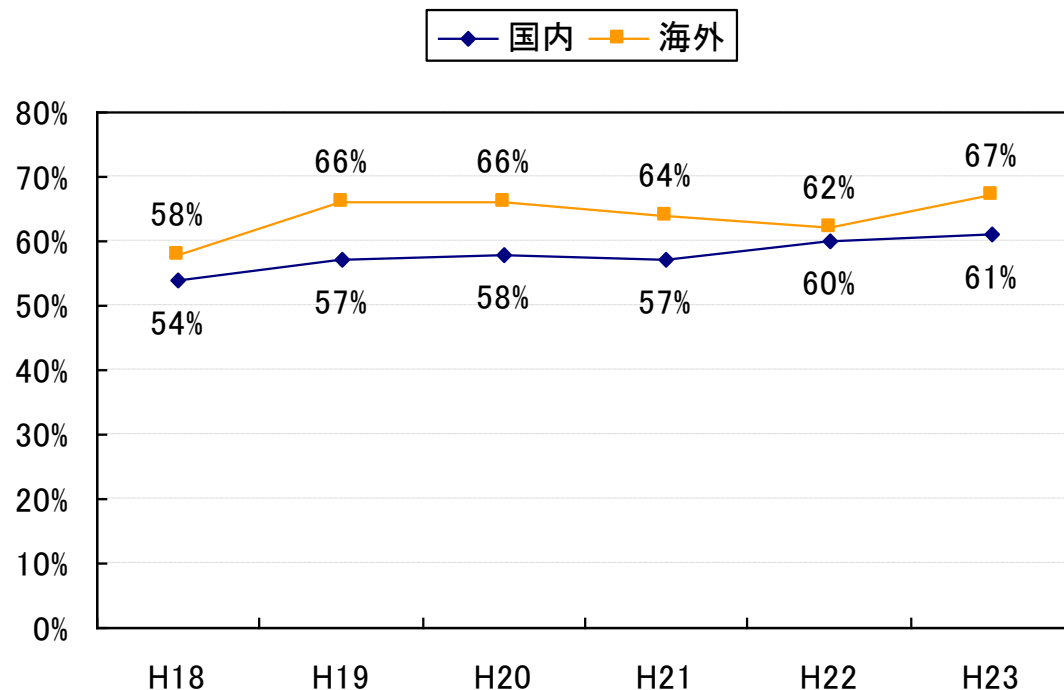
- 特許出願件数は、国内外合わせ9,000件程度である。
- うち共同出願件数は、国内出願・外国出願どちらにおいても過半数を占める。

【特許出願件数】



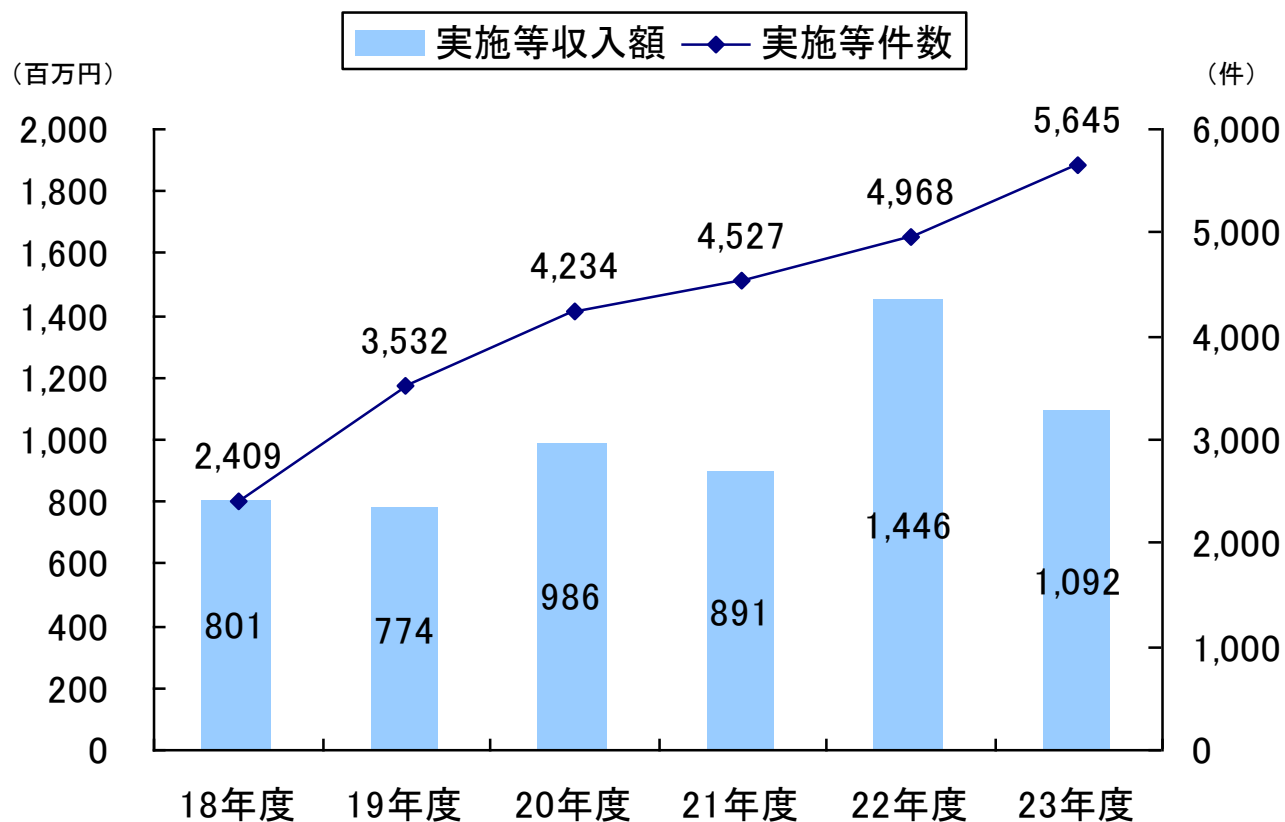
※赤字は合計件数

【大学等からの特許出願全体に占める共同出願の件数割合】



- 特許権実施等件数及び特許権実施等収入は、概して増加傾向にある。

【特許権実施等収入及び特許権実施等件数】



○特許権実施等件数は、調査対象年度中に契約が継続している件数。

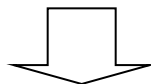
○特許権実施等収入は、一時的な実施料収入、毎年度の収入(ランニングロイヤリティ収入)、譲渡による収入等の合計。

※大学等とは大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関法人を含む。

※国公立大学等を対象。

※特許権実施等件数は、実施許諾または譲渡した特許権(「受ける権利」の段階のものも含む)の数を指す。

※国立大学の法人化以前は、地域共同研究センター等における産学官連携活動はあったものの、組織的対応というより「研究者個人」による活動が主体であった。



○国立大学の法人化の動きを契機として、大学において産学官連携のための組織・体制等の整備の必要性が高まったことを受け、平成15年度以来、以下の取組を実施。

○大学知的財産本部整備事業(平成15年度～平成19年度)

大学等における知的財産の組織的な創出・管理・活用を図るモデルとなる体制を整備を図る。

- ・「大学知的財産本部整備事業」: 34件
- ・「特色ある知的財産の管理・活用機能支援プログラム」: 9件

合計43件を実施

○大学等産学官連携自立化促進プログラム(平成20年度～平成24年度)

国際的な産学官連携活動や特色ある産学官連携活動の強化、産学官連携コーディネーター配置等の支援により、大学等が産学官連携活動を自立して実施できる環境の整備を図る。

1. 機能強化支援型

- ・「国際的な産学官連携活動の推進」: 16件
- ・「特色ある優れた産学官連携活動の推進」: 22件
- ・「知的財産活動基盤の強化」(平成22年度終了): 17件
- ・「知財ポートフォリオ形成モデルの構築」: 2件
- ・「バイオベンチャー創出環境の整備」: 2件

合計59件を実施

2. コーディネーター支援型 : 合計49件を実施

※平成20年度～平成21年度は「産学官連携戦略展開事業」として実施

資料7 リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備

リサーチ・アドミニストレーター(URA)

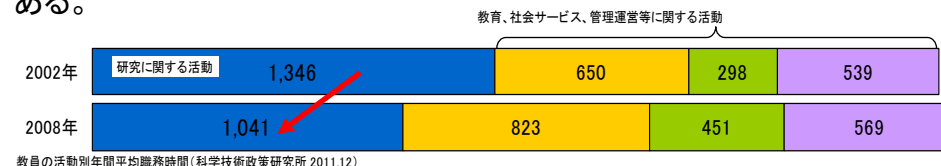
大学等において、研究資金の調達・管理、
知財の管理・活用等を総合的にマネジメント
できる研究開発に知見のある人材

を育成・確保する全国的なシステムを整備する
とともに、専門性の高い職種として定着を図る。



背景

我が国の大学等では、研究開発内容について一定の理解を有しつつ、研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等を行う人材が十分ではないため、研究者に研究活動以外の業務で過度の負担が生じている状況にある。



概要

- ① スキル標準の策定、研修・教育プログラムの整備など、リサーチ・アドミニストレーターを育成し、定着させる全国的なシステムを整備
- ② 研究開発に知見のある人材を大学等がリサーチ・アドミニストレーターとして活用・育成することを支援

目的

- ①研究者の研究活動
活性化のための環境
整備
- ②研究開発マネジメント
の強化による研究推
進体制の充実強化
- ③科学技術人材の
キャリアパスの多様化

リサーチ・アドミニストレーターの業務

- シニア・リサーチ・アドミニストレーター
リサーチ・アドミニストレーター組織の統括、大型研究プログラムの主体的な運営・進行管理等
- リサーチ・アドミニストレーター
研究開発や産学連携の複数プロジェクトに係る申請、競争的資金等の企画・情報収集・申請、採択後の運営・進行管理、情報収集、交渉等

① 研究環境整備をサポ一トする仕組みの整備

② 大学等における研究環境整備

制度化

展開

定着

H23

H24

H25

H26

H27

H28

◆スキル標準の策定

スキル標準の作成を大学に委託

【東京大学】

◆研修・教育プログラムの整備

スキル標準を活用した全国的な研修・教育プログラムを作成・実施

【早稲田大学】

活用

協力

活用

協力

◆リサーチ・アドミニストレーションシステムの整備

リサーチ・アドミニストレーターを配置し、リサーチ・アドミニストレーションシステムを整備

【5機関※1】

※1 H23スタート

【東京大学、東京農工大学、金沢大学、名古屋大学、京都大学】

※2 H24スタート

世界的研究拠点整備
専門分野強化
地域貢献・産学官連携強化【北海道大学、筑波大学、大阪大学、九州大学
【新潟大学、山口大学、東京女子医科大学】
【福井大学、信州大学、九州工業大学】

◆リサーチ・アドミニストレーションシステムの整備

【10機関※2】

※シニアURAの配置が含まれている場合は、審査を経て、4,5年度目にも継続できる取扱いを予定

科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について―「知的存在感のある国」を目指して―（答申）（H11年6月1日 学術審議会）

7 社会的連携・協力の推進

(1) 2. 産学連携の推進のための体制等の整備

(イ)国立大学では、理工系学部を置く大学を中心に、地域共同研究センター等の整備が進んでおり、産業界等との研究協力の推進の場として、一定の成果をあげている。

しかし、大学の社会に対する「窓口」に加え、産と学とのリエゾン（仲介・連絡）の役割を積極的に果たしていくためには、専任教官が原則として助教授一人という現在の体制は、十分とはいえない。

また、学内での迅速な意思決定と機動的な対応が可能となるよう、リエゾン機能を中心とした役割・権限の明確化とともに、**企業のニーズと大学等のシーズをつなぐ「産学のコーディネーター」の配置等による組織体制の強化**、施設・設備の拡充など、地域共同研究センター等の更なる整備・拡充を進める必要がある。

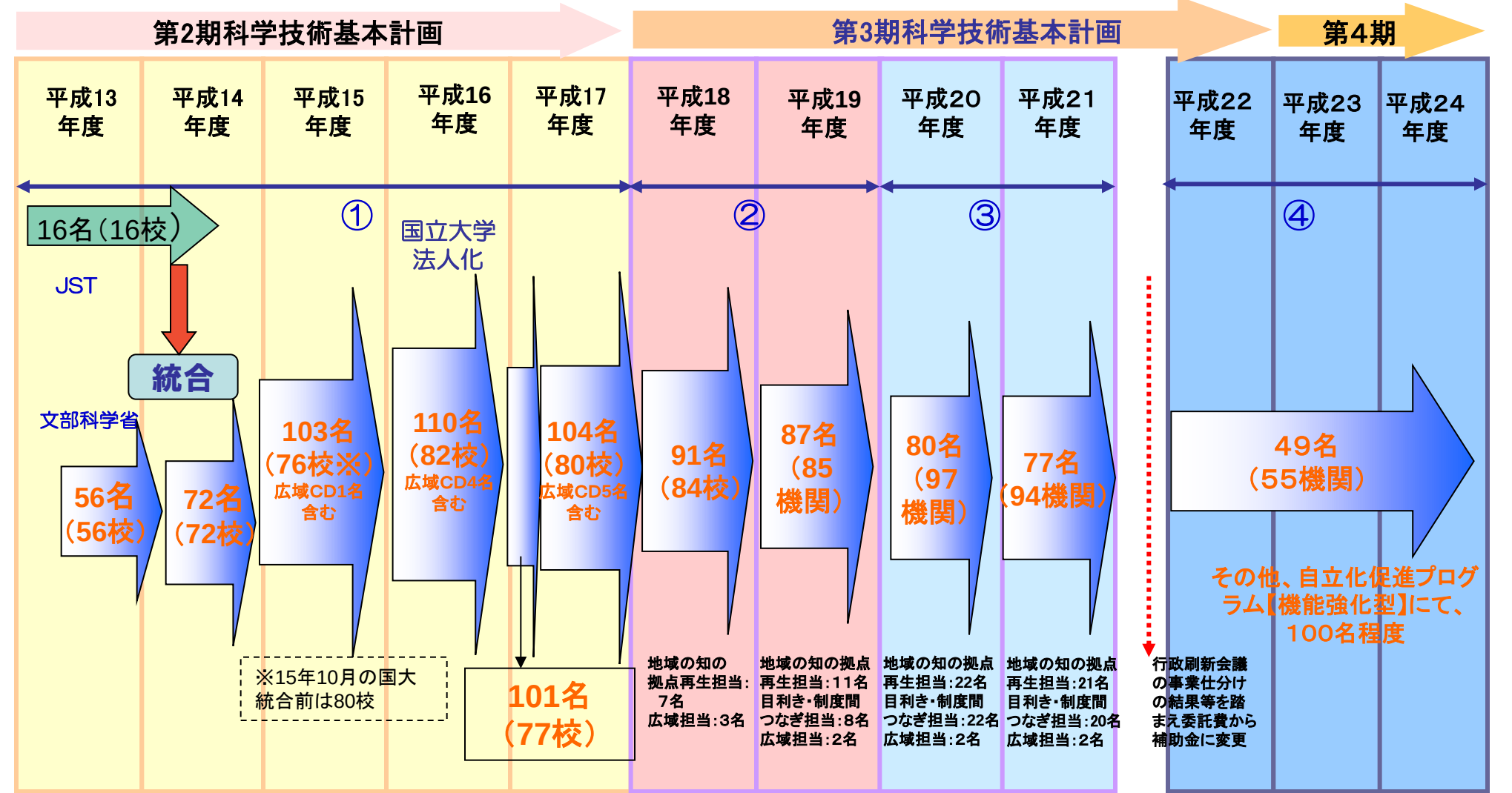
さらに、地域のニーズや大学等のポテンシャル（潜在的能力）に対応し、例えば、社会科学系の学部等を基盤とする共同研究センターや商業地区等へのサテライト・センターを設置するなど、多様な発展を推進していくべきである。

このほか、国立大学等の敷地内に、企業等の共同研究施設の整備を支援するための仕組みが設けられたところであり、これを活用した産学官の共同研究が一層促進されることが望まれる。

資料9 産学官連携コーディネーター支援の経緯

- ① 産学官連携支援事業
 ② 産学官連携活動高度化促進事業（平成18年度より）
 ③ 産学官連携戦略展開事業コーディネートプログラム（平成20年度より）
 （①～③ 文部科学省から民間企業（人材派遣会社）への委託）

④ 大学等産学官連携自立化促進プログラム【コーディネーター支援型】
 →（平成22年度より）
 大学等が、自立した産学官連携活動に必要な基盤の構築・強化のために
 コーディネーターを雇用して行う産学官連携活動を支援（補助金）



目 的

産学官連携コーディネーター(CD)の全国的なネットワーク構築及び各地域間のCDの連携強化により、我が国の産学官連携活動の持続可能な体制整備及び質的向上を図る。

- ・ 総括CDを中心とした全国規模の会議の開催、地域規模の会議の開催
- ・ ウェブサイトの運営等による効果的な情報発信
- ・ 上記の活動を通じたCDの活動状況等についての調査

本事業イメージ

文部科学省



委託

<受託事業者>

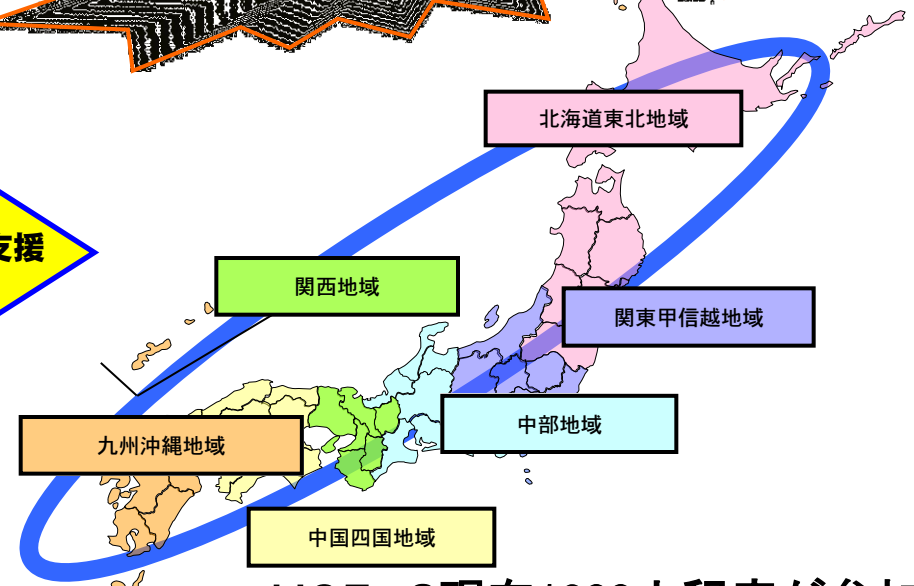
産学官連携総括CDのリーダーシップにより、以下の業務等を通じて広域的な人的ネットワークの構築を図る

〈産学官連携総括CD〉

- 全国規模の会議、地域規模の会議等の開催
- ウェブサイトの運営等による 効果的な情報発信
- 上記の活動を通じたCDの活動状況等についての調査

連携支援

全国ネットワーク構築による
産学官連携活動の強化



H25. 3現在1300人程度が参加

コーディネーターの業務分類

コーディネーターの業務分類	
知財創生	発明相談、特許調査(含特許マップ作成)、特許出願(含共同出願、海外出願)、特許中間処理・登録
研究開発支援	研究開発プロジェクト支援、研究開発戦略構築 オープンイノベーション参画、補助金申請支援
シーズPR	シーズ集作成、イベント出展・発表、ウェブ掲載、 企業訪問、マッチング
技術契約支援	共同研究・受託研究契約、守秘義務契約、共同出願 契約、MTA、ライセンス契約
ニーズ調査	シーズ探索、企業探索、企業訪問、市場動向調査 ・分析
事業化支援	ベンチャー起業化支援、金融連携、利益相反 マネジメント、ビジネスモデル提言、販路開拓
海外展開	技術契約支援、イベント出展、販路開拓、市場分析
地域貢献	企業相談窓口、地域研究会運営、社会ニーズ調査
組織運営	産学官連携企画、人事、予算策定
人材育成	研修会運営・講師、インターンシップ、OJT指導 学内周知・啓蒙
スキルアップと ネットワーク構築	研修や会議、交流会への参加

「産学官連携コーディネーターの
活動・スキル・資質」平成24年4月
より

※当初想定されていた、シーズとニーズのマッチングによる共同研究等の立ち上げ支援から、知的財産関連の業務やベンチャー立ち上げ支援、地域との連携推進等10年あまりの間に広がっていった。

資料12

産学官連携コーディネーターの現状①

(「平成23年度 大学等における産学連携等実施状況について」の関連調査より)

【調査結果の例】

○「産学官連携コーディネーターとして配置」と整理する者が「いる」と回答した機関数 194機関

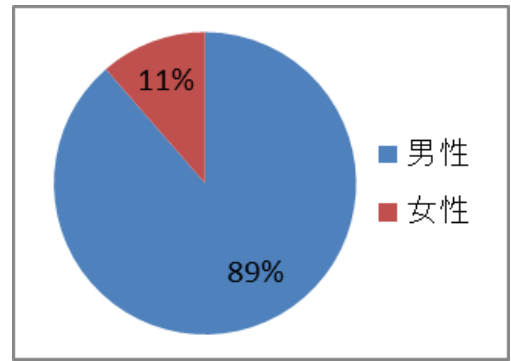
○「産学官連携コーディネーターとして配置」と整理する者の内訳

種別	人数
①に該当する者	49人
②に該当する者	117人
③に該当する者	651人
合計	817人

- ①→「大学等産学官連携自立化促進プログラム「コーディネーター支援型」で雇用されているコーディネーター
- ②→「大学等産学官連携自立化促進プログラム「機能強化支援型」で雇用されているコーディネーター
- ③→①、②以外の機関の経費(独自経費等)で雇用されているコーディネーター

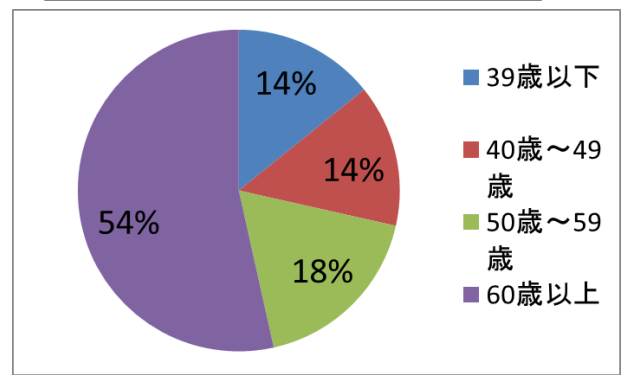
○「産学官連携コーディネーターとして配置」と整理する者の性別、年齢構成

種別	男性	女性	小計
①に該当する者	47人	2人	49人
②に該当する者	90人	27人	117人
③に該当する者	587人	64人	651人
合計	724人	93人	817人



この条件設定においては、男性が約9割を占める。

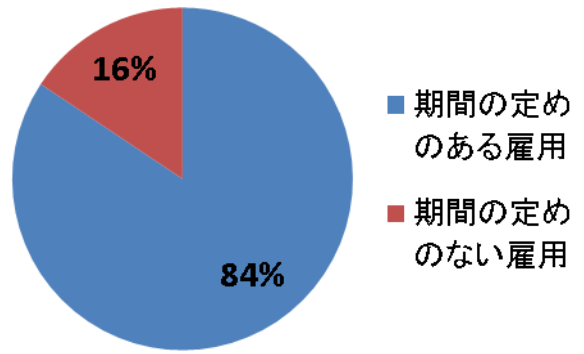
種別	39歳以下	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	小計
①に該当する者	4人	6人	6人	33人	49人
②に該当する者	26人	21人	22人	48人	117人
③に該当する者	86人	90人	119人	356人	651人
合計	116人	117人	147人	437人	817人



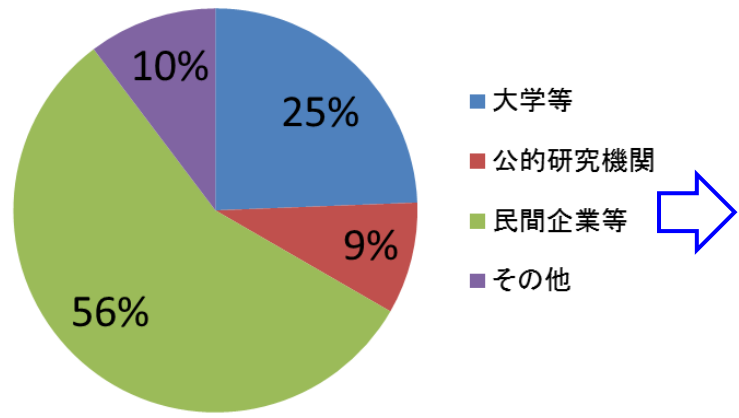
この条件設定における年齢構成としては、調査時点では約50%が60歳以上で構成されている。

【調査結果の例】

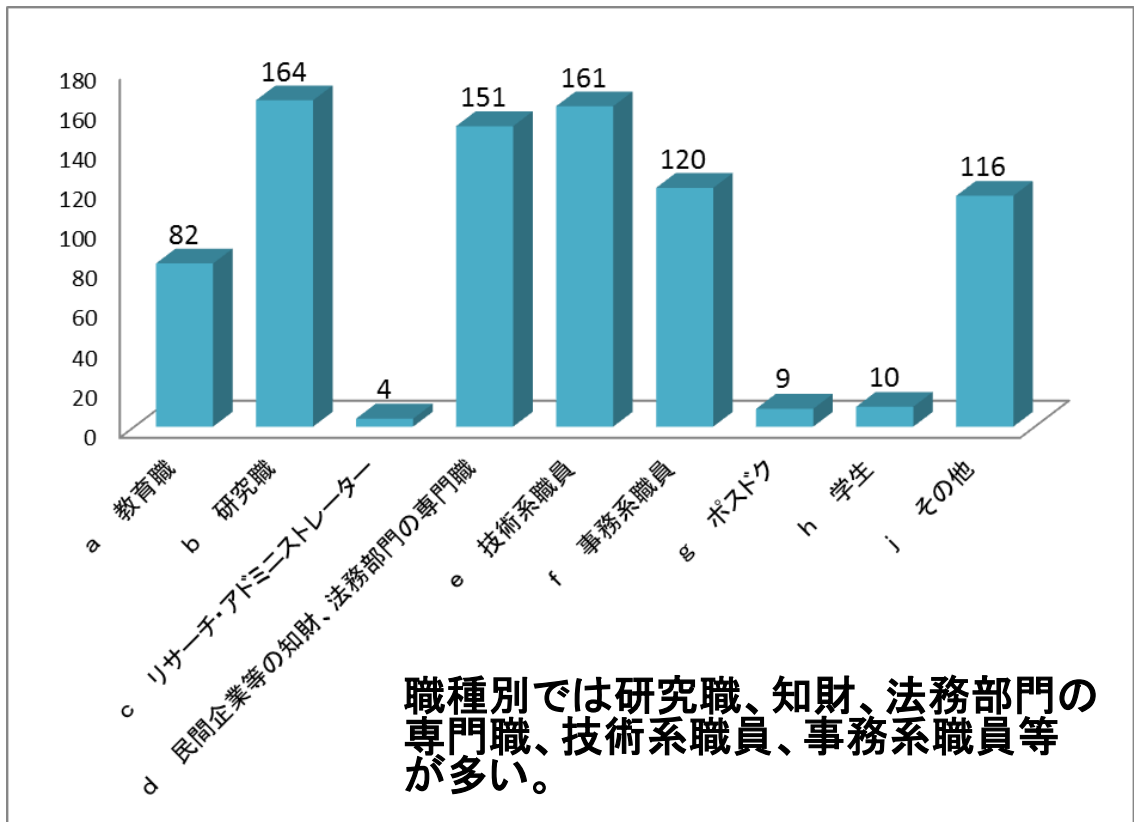
○「産学官連携CD」と整理する者の雇用期間の定め



○「産学官連携CD」と整理する者の前職



所属機関別では民間企業等が多い



職種別では研究職、知財、法務部門の専門職、技術系職員、事務系職員等が多い。